

## 日本ルーラルナーシング学会会則実施細則

- 第1条 この実施細則は、日本ルーラルナーシング学会会則第30条に基づき、日本ルーラルナーシング学会の運営に必要な事項を定める。本会の入会費は、5,000円とする。
- 第2条 本会の年会費は、7,000円とする。
- 第3条 学術集会企画委員会は、次の事項を審議する。
- 一 学術集会の形式
  - 二 演題の選定および座長の選出
  - 三 その他学術集会の運営に関すること
- 2 学術集会企画委員長は、次の委員をもって組織する。
- 一 学術集会会長
  - 二 理事 1名
  - 三 評議員 2名
  - 四 学術集会会長が必要と認めた正会員
- 3 委員長は、学術集会会長とする。
- 第4条 編集委員会は、会誌の編集および発行を行う。
- 2 編集委員会は、次の委員をもって組織する。
- 一 理事 2名
  - 二 評議員 2名
  - 三 正会員 若干名
- 3 委員長は、理事会で選出された編集担当理事をもってあてる。
- 附則 この実施細則は、平成17年3月3日から施行する。
- 附則 この実施細則は、平成18年7月3日から施行する。